

## 移民レジームが提起する問題： アジア諸国における家事労働者と結婚移民

安里和晃

### I. はじめに

経済成長に伴って家事労働の外部化・高齢者ケアの需要は増大し、これに起因するケアの求心力は人の国際移動を促進し、アジア諸国における親密圏の労働のあり方を大きく変えた。アジアの先進諸国では、「再生産労働」とも呼ばれる家事労働・高齢者ケア・育児などの親密な領域における労働が国境を越えて外部化され、受け入れ国の家族に接合されるようになったのである。家事労働や高齢者ケアの外部化が著しい香港、シンガポール、台湾には、実に70万人を超える外国人家事労働者（Foreign Domestic Workers: FDWと記載）が存在する。こうした国々は近年、在宅ケアや「地域で老いる＝ageing in place」の観点から、高齢者ケアの担い手を家族やコミュニティに置き、家族ケアを支援するさまざまな政策を実施している。外国人家事労働者の雇用も、その一環として位置づけられるようになってきた。

介護需要は施設介護でも増大していて、看護師や介護職従事者の国際移動がどの国においてもみられるようになった。介護保険が始まった韓国には、療養保護士（介護士）や看病人として高齢者ケアに携わる中国朝鮮族が21万人いると推測されている。2018年に介護保険制度がスタートする予定の台湾にも、すでに21万人もの住み込みのFDWが存在しているが、介護保険制度によりさらに5-10万人の雇用創出が見込まれていて、担い手不足は必須である。香港も、やや古い統計だが2000年の時点で障害者を抱える世帯の23%、高齢者世帯

の8%がFDWを雇用している（Census and Statistics Department 2001）。日本は、経済連携協定（EPA）による看護師や介護福祉士の受け入れは約3000人とどまるが、技能実習制度・留学による受け入れ拡大が検討されつつある。

このように、ケアの担い手を海外から補填する政策が「移住労働の女性化」を生み出し、かつその量的な拡大を見せているのだが、これには大きなバリエーションが存在する。日本やシンガポールの施設介護のように、専門職として看護師の雇用が法令で求められていれば永住資格申請の道も開けるが、非専門職としての家事労働者は、後述の通り多くの権利が制限されている。韓国や香港では永住資格を持つ移民を雇用するなど、短期滞在／移民、専門／非専門で付与される権利の組み合わせは多様である（表1）。また、移住労働だけではなく、ケアを求めて国際結婚する高齢者・障害者・低所得者・農業従事者などもみられるようになった。ケアをめぐる国際移動のチャンネルは多様化している。

量的な拡大とチャンネルの多様化をたどる家事・育児・介護といった再生産労働は、もともと家族やコミュニティで括られる親密圏の中で自己完結されてきたと想定できる。そもそも東アジア諸国は、開発主義や儒教の影響を受け「家族主義」的であると指摘される。とはいえ、高齢者ケアの供給体制も多様になってきている。日本や韓国では介護保険制度が実施され、台湾でも2018年にその導入が検討中であるなど、家族ケアの軽減が果たされつつある一方で、台湾・香港・シンガポールなどでは、FDWをケアの担い手として受け入れ、

表1 ケアに従事する外国人

	名称	人数(万人)、 割合	年	移民の別	主な出身国	雇用期間	送り出し国に おける資格要件	取得可能 資格	永住資格 など変更
香港	家事労働者	31	2013	短期	インドネシア、 フィリピン	2年契約 継続可	なし	なし	不可
	介護職員	0.7	2010	移民	中国		なし		不可
マレーシア	家事労働者	25	2013	短期	インドネシア、 フィリピン	2年契約 継続可	なし	なし	不可
	ケアワーカー	不明	2012	短期	フィリピン、 インドネシア	2年雇用で 継続可	なし	不可	不可
台湾	在宅介護 労働者	21	2014	短期	インドネシア、 ベトナム	2年契約 継続可	なし	なし	検討中
	ケアワーカー	1.3	2014	短期	ベトナム、 フィリピン	2年契約 継続可	なし	なし	検討中
韓国	看病人/家事 労働者	1から3	2012	短期 移民	中国	在留期間内	なし	なし	
	療養保護士	0.04	2012	短期 移民	中国	在留期間内	なし		
シンガポール	家事労働者	21	2015	短期	インドネシア、 フィリピン	2年契約 継続可	なし	なし	不可
	アテンダント	100%	2010	短期	フィリピン、 ミャンマー	2年契約 継続可	なし	なし	不可
	看護助手	90%	2010	短期	フィリピン、 ミャンマー	2年契約 継続可	看護師	看護師	永住資格 申請可能
日本	看護師候補者	0.15	2015	短期	インドネシア、 フィリピン	3年	看護大学卒業 者かつ2、3年 の就労経験	看護師	永住資格 申請可能
	介護福祉士 候補者	0.15	2015	短期	インドネシア、 フィリピン	4年	看護大学か4 年制大学など	介護福祉士	永住資格 申請可能

出典：台湾政府労働部「労働統計速報」、Straits Times, South China Morning Post, Lee (2013)、マレーシアについてはジョホールバルにおける施設聞き取り調査(2014)をもとに構成。

家族ケアを維持している。高齢者ケアの対処法としてのFDWの雇用は2000年代以降の現象であり、家族ケア役割を家族に温存しつつ、その軽減を図っている。

前者のようなケアの社会化にせよ、後者のようなケアの市場化にせよ、いずれもケアの外部化といえるが、この外部化の要因としては以下の3点を挙げることができるであろう。第1は、医療や介護にみられる専門化と職業化の確立を通じて、ケアが親密圏内部で完結できなくなったことである。第2は、工業化による労働力化の過程における外部化である。これには、例えば「主婦なき専門職世帯」(Sassen2003)といった、家事労働を担うのが困難になった共働き世帯を挙げることができる。資本主義と再生産労働の関係変化によるものと言ってもよい。経済人類学やフェミニスト経済学は、主にこの点を扱ってきた。第3は、人口構

成の変化によって引き起こされる外部化である。少子高齢化が進化した社会には、限られた人口で増大する高齢者ケアを維持するケア圧力と、経済を維持する労働圧力の二重のプレッシャーがかかる。もともと労働政策の一環で家事労働者を導入してきた国々では、彼女たちを二重圧力の解決策として位置づけることが明示的となった。つまり、この段階では、第2要因として挙げた労働圧力も進行中のため、第1の要因とも組み合わせられた形で重層化しているのである。ケアの担い手不足だけではなく、脳血管障害・癌・認知症などの老年関連疾患の増大とともに老年看護や介護が専門化し、親密圏内部だけではケアを提供できなくなった。ケア圧力には、ケアの担い手不足という量的側面だけではなく、老年医療や生活支援の専門家がより求められるという質的側面もある。これら3点が、ケアが親密圏だけでは抱えられなく

なった大きな理由と考えられる。

ケアの外部化の形態には市場化と社会化が挙げられるが、海外人材はそのそれぞれに組み込まれている。福祉レジーム論においては、福祉の供給体制は大きく国家・市場・家族に分けられ、外部化は市場の活用か、政府による再分配を想定している<sup>1)</sup>。日本や韓国は介護保険をすでに実施し、2018年には台湾も導入予定である。とはいえ、日本の介護保険は市場を活用してサービスを分配しているという点では準市場であり(京極2008, 2007; 坏2008)、家族の果たす役割が大きいとされる(落合2010, 辻2012, 陳2007)。つまり、実際にはケア供給はリソースをミックスした形で行われており、社会化も市場化も相対的なものでしかない。海外人材に関して言えば、ケアの社会化を志向する国々のなかでも、ケアの担い手の「国民化」を果たした日本、国籍条項を設けたもののインフォーマル領域にも結婚移民が就労する韓国、すでに21万人ものFDWが存在する中で介護保険を検討している台湾とさまざま、収斂傾向にはない。本稿では、家族主義的福祉レジームとよばれる東アジア諸国における、ケアの社会化と海外人材とのかかわりを検討することになる。

なお前述の日本・韓国以外のアジア諸国は、ケアの社会化を志向していない。この違いが生じた理由の1つには、シンガポール・台湾・香港は狭隘な国土に限られた人口のため、基幹労働力として女性の労働力化が工業化の過程で求められ、女性の労働市場定着を促進する手段としてFDWが導入されたという経緯がある。「経済成長こそが福祉」(大沢2013)というある種の「ワークフェア」を選択し、国内労働市場における相対的なジェンダー平等が達成されたのだが、これは性役割分業の変更を意図したジェンダー政策の一環というよりは、むしろ経済政策の手段であった。政府が社会化を通じてサービスを供給するのではなく、家族ケアをFDWなどにより補完/促進して家族主義を補強・維持する方向に進んだのである。日本がこうした国々とは異なるのは、農村部に余剰労働力が存在したため女性の労働力化が喫緊のものとはならず、男性の終身雇用や年功序列、均質な

人材といった日本的雇用慣行が維持でき、有償労働を男性が、補助的な有償労働と家事労働を女性が担うという性役割分業体制ができあがったからである。このように、人口の賦存状態やジェンダーの取り扱いに違いがあり、日本・韓国のように家族主義を基盤としつつもケアの社会化を図った国々と、シンガポール・香港のようにFDWの雇用を認める市場化で家族福祉を強化する国々といった、アジアにおける福祉レジームの分岐を見ることができると言える<sup>2)</sup>。台湾はいわばその中間に位置していると言えよう。

## II. 本研究の意義

本研究は、家族主義的福祉レジームで括られる東アジア諸国において、家事労働者や結婚移民などの海外人材がどのようにケアの供給を担っているのかを明らかにする。家族福祉の補強・形成に接合される家事労働者や結婚移民の国際移動は、再生産労働の国際分業体制の一形態であり、家族福祉を維持・促進させる「家族化政策」(安里2009)とともに今日の新たな親密圏の強化に作用し、これは新家族主義と言ってもよいくらいである。こうした移動は、従来は十分に理論化できなかった。

第1に、「資本主義が、性愛一致を前提とした近代家族における性役割分業の固定により労働力再生産体制を確立した」という従来の見解では、この再生産労働の国際分業体制を説明しきれない(ウルリッヒ・ベック1997)。また、高齢化や雇用の非正規化などがもたらす国際結婚の商品化とそれを通じたケアの確保も、性愛一致を前提とした近代家族とは当然ながら相容れない。そして、このような家族福祉の補填と形成には、国際移動が大きな役割を果たしている。性役割分業を前提とした近代化過程そのものが、その限界の原因となり、再生産労働の国際分業体制を進行させたのである。

第2に、この国際分業体制は、方法論的国家主義を前提とする福祉レジーム論から逸脱した現象である。どのレジームにおいても、福祉の給付は国

民が対象であるということが前提となっている。そして福祉の給付に際しては、市民権を保持していることが重要となる。ケアが外部化される時には、これに対応する形で途上国女性が充てられるが、こうした再生産労働の国際商品化は、親密圏に新たな線引きが生じたことを示す。親密圏の脱領域化とでも呼ぶべきこの現象は、すでに述べたFDWの労働者性の欠如に加えて、結婚過程の経済取引化に伴う人身売買などの脆弱性、市民権の欠如などの原因となっている。

国境を超える人々のほとんどが女性で、フィリピン、インドネシア、ベトナム、中国本土などの途上国出身である<sup>3)</sup>。彼女たちは家事／介護従事者、あるいは結婚移民として移住し、先進国で再生産労働を担うが、これは送り出し国と受け入れ国との賃金格差や、送り出し国における余剰労働力の存在、需給を接合する国際斡旋システムの存在があって初めて可能となる。移住の女性化とも指摘されるこうした国際移動は、多くの課題を含む。労働法令が適用されない労働者性の不確立、途上国の主に低階層出身の女性に対する外部化というナショナルリティ・階層・ジェンダーにおける三重の脆弱性、婚姻の商品化による配偶者の所有化などである。こうした人々の抱える脆弱性は、福祉レジームの担い手であるにも関わらず克服されていない。従来の枠組みでは、これらの問題を論じることができなかった。

本稿で明らかにする点を列挙すると、以下の通りである。

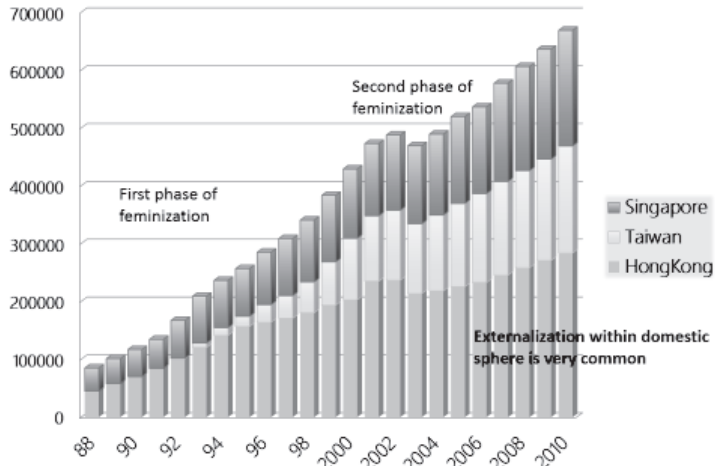
第1に、親密圏の外部化という脱領域化には、経済政策、労働政策、福祉政策、移民政策、人口政策、家族政策と極めて広範囲の政策が関わっている。ケアの供給にかかわりを持つ政策が広範囲に及んでいるということはつまり、親密圏領域に埋め込まれていたケアは親密圏に所与のものではなく、国家が積極的に介入する領域となっていることを示す。家族福祉は、政府介入によって創られるものである。

第2に、この文脈において再生産労働の外部化は、家族福祉の維持・強化を目的としている。社会関係に埋め込まれたケアを外部化するというこ

とは、性役割分業に基づくケアから女性を解放し、女性の労働力化を促進してその経済的自立を果たし、一方で女性の家事負担を軽減するなど、自立した個人を作り出す「個人化」「アトム化」を志向し、親密圏の崩壊をより招くように見える。しかし、実際には外部化では家族規範は消滅しない。ここでは、親密性の労働の商品化イコール親密圏の崩壊ではなく、逆に親密圏の維持・強化を目的とした、再生産労働の商品化が進行していることを明らかにする。同様に結婚過程の商品化も、親密圏を形成するための手段として用いられている。家事労働であれ結婚であれ、商品化は親密圏の解体をもたらすのではなく、親密圏の生成・維持・強化に作用しているのである。この親密圏強化こそが、外部化の「真の」目的である。少子化や労働力人口の減少を食い止める人口政策として親密圏の強化に働くベクトルが、家族主義的福祉レジームの特徴である。

第3に、移民政策の観点で言えば、労働者と結婚移民に対しては対照的な政策がとられている。家事労働者に対しては、短期滞在型の滞在資格が付与される。国内の労働市場での競合がないため、長期間の滞在が認められることもあるが、永住資格の取得や帰化はできない。シンガポールでは、外国人家事労働者の妊娠は国外退去処分となる。ただし結婚移民に関しては就労制限がないことも多く、長期滞在が前提とされている。そのため結婚移民は社会統合政策の対象となり、家族統合を通じた国民統合を志向する。このように、家族ケアを提供することが求められつつも定着が嫌われる「親密なる他者」としての労働者と、家族統合を通じて定着が期待される結婚移民のあり方を総称して「家族市民権体制」と呼ぶことができる。そしてこの両者が、アジアのコスモポリタンを規定する1つの特徴でもある。つまり親密圏強化の移民政策は、家族市民権体制と言い換えてもよい。このように家族福祉の補強と形成における国際移動は、家族化政策と一体となって家族主義的福祉レジームを支えている。

## 外国人家事労働者の推移数



出典：台湾政府労働部「労働統計速報」、Straits Times, South China Morning Post.

図1 外国人家事労働者の推移

### Ⅲ. 国際家事労働市場の形成——なぜFDWは増えたのか

アジアにおける家事労働市場の形成過程を見ると、外国人家事労働者（FDW）の移動は1970年代に始まる。長期にわたる経済成長のため、女性の労働力化は継続し、それが持続的な家事労働の外部化をもたらした。しかし外部化されたと言っても、それが途上国女性に外部化されているという点で、あいかわらず家事労働はジェンダー化されたままであった。これは、移住労働が「女性化」されたと言うこともできる（図1）。

移住労働の女性化には二つの局面がある。一つは前述のとおり、1970～90年代の経済成長と女性の労働力化の過程で生じた、家事の担い手不足を補填するためのFDWの導入である。製造業などの労働集約産業における人材不足を背景に、農村余剰人口が限定的なシンガポール等では、早くも70年代から女性の労働力化が進展した（世界銀行1993, 安里2008）。女性の労働力化に合わせて生じる就労と家事の両立問題を解決するため、保育所の整備やFDWの導入が図られた。香港では1974年に、シンガポールでは1978年にFDWが導入

されたが、こうした事情からその労働者数は増加の一途をたどった。

FDWの浸透は、国家の視点に立てば経済成長、特に高学歴者の専門化の要請であり、主体に着目すれば高学歴女性の就業と育児の両立手段の確保であった。特に育児の担い手確保は深刻で、高所得の既婚有子女女性ほどFDWを雇用しており、「主婦なき専門職世帯」(Sassen2003)における移住労働者の雇用が進んだのである。FDWを雇用していない女性でも祖父母への依存度は高く、保育園など施設利用率が高いのは中間層であったが（安里・中江 2008, Ministry of Community Development 1986）、全体として施設は家事労働者ほどには評価されなかった。また世帯構成員数が多く、世帯所得が高いほどFDWの雇用割合が高い（Census and Statistics Department2001）。つまり高学歴既婚有子・有職女性や大家族、世帯所得の高い世帯からFDWの雇用は進んだ。家事労働者の雇用は、保育の外部化というよりも、むしろ家族保育の内部化でもあるという両義性を持つ。

FDWの雇用は女性の労働力化に寄与したが、その効果を労働力率に直すと香港、シンガポール、台湾でそれぞれ10.6%、13.9%、2.6%増と推測される（表2）。特に高学歴女性の労働市場への参入

表2 外国人家事労働市場の属性

	シンガポール	香港	台湾
GDP/cap	59900	49300	37900
面積 km2	716	1104	36193
在宅の外国人家事・介護労働者数(2013)	210000	319325	210000
何割の世帯が雇用しているか(%)	17.4	10.7	2.4
高齢化率(2013)	10.5	14.2	11.6
女性の労働力率を押し上げている割合(%、推定)	13.9	10.6	2.6
雇用税(月)	2.5万円	0	7600円
高齢者世帯に対する優遇	雇用税月あたり1.1万円に減免。また家事労働者・家族介護従事者に対する介護訓練補助金あり。		低所得者層に対する雇用税減免制度有(2250-4500円)
賃金水準(2015)	28000-42400円	62000円	70500円
労働法令適用	なし	あり	検討中
最低賃金	なし	4110HKD	15840NT
標準雇用契約書	なし	あり	なし
労働時間の明記	なし	なし	なし
職業選択の自由	なし	なし	なし
雇用主の変更	可能	やや困難	困難
結婚	不可	可能	可能
妊娠	出国処分	妊娠を理由とした解雇不可	妊娠を理由とした解雇不可
組織化	不可	可能	労働組合加入可能。組織化は不可
永住資格申請	不可	不可	不可(2015年12月現在検討中)
主な国籍	インドネシア	インドネシア	インドネシア
その他国籍	フィリピン、ミャンマー	フィリピン、タイ	フィリピン、ベトナム
問題点	厳しい管理と人権。自殺も多い。	解雇後2週間以内に雇用先を見つけないければ出国。	高齢者の死亡後、再雇用が容易でない場合がある。

労働力寄与率は労働部(2015)より推測。同調査によると、外国人の雇用が就労につながるとした割合(54.5%)をもとに香港とシンガポールでその割合をあてはめて推計。レートは2015年末現在。

が進み<sup>4)</sup>、受入国における労働市場のジェンダー平等は促進されたように見える。引き換えに家事労働の国際商品化、女性の階層化も進行し、家事労働イコール途上国女性という南北間分業/性役割分業が並行した。外国人家事労働者のほぼ100%が女性であることから、性役割分業はむしろ強化されたと言える<sup>5)</sup>。しかし、経済成長と雇用促進の前に、性役割分業の是非自体を問う交渉は棚上げされたままとなった(cf.伊藤・足立編2008)。

FDWがこれほど浸透し、性役割分業の交渉が回避された背景は何であろうか。実は、もともとは外国人家事労働者の導入には反対が多かった。台湾政府がFDW導入以前に実施した世論調査は、言語や文化の違いを理由にFDW導入に反対する声

が強かったと報告している(劳工委員会1991)。Zelizer(2007)が指摘するように、社会的関係と経済的関係の対立的世界観において、社会的関係における行為が経済的関係に転化する際には強い抵抗感が生み出される。性の商品化、育児や介護の施設利用は社会的な批判を浴びることがある。前述の台湾における調査も、こうした外部化(商品化)に対する批判が根強いことを示す。この批判と受け入れのアンビバレンスは、労働市場における国民主権の論理が貫徹されず、家事労働者雇用の利便性が外部化に対する抵抗感を抑えるのに成功したからである。

外国人労働者を導入することのメリットの1つは、柔軟な労働力を作り出せることにある。FDWは生活の本拠から切り離され、家族や親族、コ

コミュニティの社会関係からも切り離されるため、時間に柔軟である。家族の夕食のために早退する必要も、子どもの通院に付き添う必要もない。さらに家事労働者は、使用者と雇用契約を締結するにも拘らず、労働法令の適用を受けないことが多い。そのため雇用主は労働法令からも自由であり、労働時間や休日に無頓着な雇用が可能だ。こうして、雇用主の立場としては計画的な人員配置ができるうえに最大限の労働力を安価で抽出することができる。労働法令の不適用は、家事労働者が労働者でもあり家族の一員でもあるという、「親密なる他者」の構築を意味する<sup>6)</sup>。FDWは家族の一員として、時間を問わない家事労働に従事させることができるのだ。こうしたFDWの労働特性は、共働き世帯の家事や育児ニーズにマッチする。

FDWが浸透した理由の第2は、家事労働市場は国内の労働者とは競合しないことが確認されたからである。クォータが設定されなかつたので、経済成長を背景に労働市場は拡大した。これを顕著に物語るのが、不況時の国内家事労働者育成の失敗である。1997年と2004年の景気悪化を受けて、香港や台湾の政府は、失業率の解消のために国内家事労働者の育成を奨励し、FDWとの入れ替えを図った。しかし、通いの国内労働者と住み込みのFDWでは、労働形態も労働内容も異なる。長時間労働、休日の就労など時間の融通が求められる対人ケアは、国内家事労働者には対応が困難であった。自らの家族のための家事とバッティングしてしまうからである。結局、政府は両者が分節した異なる労働市場を形成すると結論付け、FDWの受入れ制限を断念した(安里2011)。また、労働市場での競合が問題となる建設や製造業と異なり、自国民を優先すべきという競合の論理も生じなかつた<sup>7)</sup>。つまり、家事労働市場の外国人独占は許容され、家事労働の外部化イコール途上国女性の雇用という図式を強固にし、国際家事労働市場をより安定的なものとした。

女性の労働力化という第1の局面に続く、国際家事労働市場形成＝移住労働の女性化の第2局面は、高齢化によるケア需要の増大である。当初は

女性の雇用促進を目的としていたFDWの雇用だが、彼女たちは次第に高齢者ケアにも多く従事するようになり、制度もそれに合わせて変化した。台湾では1995年に、住み込みの家事労働者が家事労働者(家庭幫傭)と介護労働者(家庭看護工)に区別され、重度<sup>8)</sup>の要介護者を抱える世帯に対して後者の雇用許可が発給されるようになった。低所得者向けの雇用税減免制度も創設され、従来の女性の雇用促進を目的としたFDWの導入から、介護者確保へと目的がシフトし、重度以上の要介護者の半数がFDWによってケアを受けるようになった。

シンガポールも2004年に65歳以上の老親を抱える世帯にFDWの雇用税減免を適用し、低所得者層には補助金を支給するようになった。こうした政策は、高学歴女性に対する雇用を優先するという従来の政策を大きく変更したものである。近年では高齢者世帯の17%がFDWを雇用し(MCYS2009, International Longevity Centre2011)、ADL障害者の49%がFDWのケアを受けている(Ansah et al.2013)。香港では月当たり1.5万香港ドル以上の世帯所得がFDWの雇用要件だが、高齢者世帯でも子の支援があればそれ未満の世帯所得でも雇用が許可されるようになった。2000年には障害者世帯の23.4%がFDWを雇用し、香港籍労働者の雇用は2.8%に留まる(Census and Statistics Department2001)。こうして、本来は女性に対する雇用政策として導入されたFDWが、制度を踏襲し経路依存的に高齢者ケア政策に援用されることで、家族ケアの補強が図られた。そして、この制度は特に高齢者・障害者ケアの外部化需要を刺激したため、家事労働者の数は増大し続けている。

FDWの活用には、家族規範の維持という点だけではなく、大きな制度変更も必要がなく取引コストも抑えられるという利点があった。また財政という観点からも、財源が問題とはならなかつた。シンガポールや台湾では、家事労働者の雇用主は雇用税を負担する必要がある。その額は、シンガポールでは月に2万円を超えることもある。これは、雇用主がFDWに支払う賃金とは別に政府に支払うもので、台湾では主に職業訓練に充てられ、

シンガポールでは一般財源に組み込まれる<sup>9)</sup>。したがって、家事労働者の雇用が増大すれば増大するほど、政府にとっては大きな財源となるのである。シンガポールでは雇用税の税収が年間100億円単位になることから、高齢者ケアにFDWを充当することは「カネのなる福祉政策」とも言える。さらに、シンガポールや台湾政府は一定の条件のもと、この雇用税の減税制度を設定した。シンガポールにおいては12歳以下の子や障害者、65歳以上高齢者を抱える世帯が対象であり、台湾では低所得者が対象である。こうした制度を通じて、ますますFDW雇用にはメリットが生じるようになった。こうなると高齢者ケアは、福祉政策を充実するよりもFDWをそのまま高齢者ケアに「転用」する方が、経路依存的でスムーズであり、財政問題も回避される。その結果、シンガポールにおいては福祉国家化への道が十分に議論されることはなかった。

むしろこうした国々では、FDW雇用のための支援は「親孝行」と見做されるようになった (Dcels ed. 2004, Chattopadhyay and Robert1999)。社会学的には「親孝行の下請け」と指摘されることもあるが (Lan2006)、一般的には、高学歴・高所得化を体現した子が就労しながら老親のためにFDWを雇用することは、親孝行として好意的に解釈される (安里2008)。親孝行規範を守りつつケアが確保されているため、老親と子がたとえ同居していても問題とはならない。このことはFDWを通じて、同居率が下がる要因ともなりうる (cf. Becker1991)。

つまりこのFDW浸透の第2局面では、FDW雇用を通じた老親ケアの容認とそれを促進する優遇制度によって、高齢者ケアのための外国人家事労働市場が整備され、ケアの社会化そのものを問う機会を逸した。さきほど再生産労働の外部化は違和感を伴うものであり、それを克服することができたのも、経済成長のために女性の労働力化に向けてFDWの雇用制度を整備し、家族ケアのためにFDW雇用制度を活用するといった親和性を作り出すことによって正統化された。しかしながらこの再生産労働の外部化によって、第1の局面では

性役割分業に関する交渉を、第2の局面ではケアの社会化をめぐる議論を回避することになった。このこと自体は、東アジア諸国に見られる経済成長政策、小さな政府志向と家族ケアの温存、経済成長こそ福祉という考え方 (cf大沢2004) と矛盾しない。

ただし第2局面では、ケアの専門性という点で問題が生じるようになった。高齢者ケアではそれぞれの高齢者に合致したスキルが求められるが、FDWに課せられる資格要件はほとんどない。そのため彼女たちが「自然に」持っている能力で対応せざるを得ず、そのスキルギャップが問題となっている。麻痺・認知症・癌患者への対応や、排痰・経管栄養・ストマなどの医療的ケアが必要となることも多い。特に長寿化、在院日数の短縮化、限定的な在宅看護・介護サービスにより、自宅介護においても、医療ケアのスキルが求められるようになってきた。しかし渡航時の研修は形骸化しており、無資格者の受入れが容認されているばかりではなく、彼女たちの医療行為も黙認されているのが現状である。

このようなFDWの医療ケア従事については、「家族の一員としてケアが認められる」という意見と、「雇用契約に基づく労働者であることから医療ケアには従事できない」という意見が存在する。すでに家事労働者が「親密なる他者」であると述べたが、この問題もやはり彼女たちが家族の一員なのか労働者なのかで議論が分かれているのである。いずれにせよ、在宅で求められるケアスキルと実態とのあいだにはギャップが存在している。

#### IV. 第二局面における結婚移民

ケアをめぐる国際移動に際して、国際結婚についても挙げておく<sup>10)</sup>。家事労働者の雇用が家族ケアの補填であるのに対して、結婚は家族形成を通じたケアの生成である。家族主義をとる国々においては、家族を代替する手段として外国人家事労働者の雇用が普及したが、そもそも家族主義レジームにおいては家族がいることが福祉供給の前提条件であるため、独身者の増大に対して家族主



義レジームは有効ではない。非婚化は、家族主義の盲点なのである。そのため台湾や韓国、日本では、独身高齢者、障害者、低所得者層において国際結婚を選択する例が増えた（Lee 2013, 城本2012, 安里2008）。台湾の高齢者を例にとっても、独身者は国際結婚を選択し、既婚者は家事労働者を選択するという相補性がみられる（Asato 2010）。国際結婚市場の成立は、家族主義と大きく関連する。

国際結婚では、先進国男性と途上国女性の組合せが多い。したがって、途上国においては内国人女性と外国人男性の国際結婚が多いが、経済成長に応じて内国人男性と外国人女性の組合せへと徐々に転換する。仮にこれを結婚転換と呼ぶならば、日本は1974年に転換した。韓国や台湾では1990年代から国際結婚が増大し、韓国では総結婚数の10%程度を安定的に占めるようになり、台湾では2003年総結婚数の32%を占めるに至った。香港でも中国大陸出身者との婚姻が増加し、2005年には総結婚数の3分の1が国際結婚だったという（Ma et al.2010）。

こうした先進国男性による国際結婚ブームの理由のひとつは、あっせんルートの確立と、独身男性の結婚「予備軍」が一齐に国際結婚というチャネルを利用したことにある。「予備軍」には、具体的には、農業やイエの継承で土地に縛られる男性と都会に出る女性との流動性格差（邱・林2004, 江ほか2004, 何・郭2006）に加えて、農村の伝統的ジェンダー規範と高学歴化した女性の脱伝統規範との乖離も含まれる。高齢者や障害者の国際結婚も多くみられた（安里2008）。その他にも、中国の改革開放政策に伴う移動の緩和や華僑ネットワーク、企業の多国籍展開と人的交流の増大やグローバル化（cf.夏2002）も指摘されている。

国際結婚の「出会い」の部分は経済取引化され、仲介業者や、すでに国際結婚した知人による紹介が重要な役割を担っている。現代に多く見られる結婚のプロセスには恋愛を通じたものが多いが、経済取引化されると仲介業者を通すことで社会関係の外において結婚が実現される。日本の例では男性が100-300万を負担し、その費用はマッチン

グ、渡航、お見合い、旅行、謝礼、書類作成、ビザの諸費用に充てられる。この形態は、近代家族に見られる対等な関係に基づく恋愛とは異なる。費用負担する男性が女性を選び、売手と買手の所有関係が存在するため、過度な自由の束縛や虐待、さらには人身取引につながる懸念がある<sup>11)</sup>。台湾や韓国では、仲介業者は非営利組織でなければならないなどの一定条件のもと斡旋業が法制化され結婚形態の1つとして確立したが、日本ではほとんど規制がない。

こうした婚姻のプル要因の1つに、男性独身高齢者や障害者の増大により、ケアの担い手の必要性が顕在化したことがある。台湾では国際結婚に占める高齢者・障害者の割合が10%を占め、その相手のほとんどが中国大陸出身女性である。高齢者の国際結婚では、ケアの確保が結婚の目的として挙げられる（安里2008, 退輔会2004）。先天性障害者の国際結婚も台湾では多い（内政部2004, 安里2008）。国際結婚に占める障害者の割合は10%だが、10代後半から20代においては32%にのぼる。そのうち6割は初婚で、相対的に年齢の若い東南アジア出身女性と結婚し、生殖に家族形成の目的を置いていると考えられる。30代以上の国際結婚では、年齢層の高い中国大陸出身女性を相手としている（Tsay2004）。こうした高齢者や障害者の国際結婚は、福祉国家のあり方と大きく関係する。通常、若年障害者の主要な介護者は親だが（内政部2006）、政府によるサービスが十分でない場合はケア提供者の継承者が必要となる。ケアの求心力は国籍やエスニシティを超え、途上国女性が経済的取引を通じてケアチェーンに組込まれる。こうした国際移動は家族形成を通じた家族福祉の生産を目的とし、生殖は必ずしも一義的ではない。なお、障害者の結婚では台湾人有障害女性と外国人男性の婚姻も35%程度存在し、台湾人男性と途上国女性という組み合わせが変化している。これは、ケアの求心力が国籍だけでなくジェンダーも超えることを示す<sup>12)</sup>。

韓国における国際結婚は、高齢者や障害者よりもむしろ低所得者層、失業者、離婚者に多く、雇用の非正規化が影響している。雇用の非正規化に

よる「脆弱階層」の形成と恋愛の困難、非婚化が国際結婚を増大させているのである<sup>13)</sup>。確かに多文化家族世帯のうち、月平均世帯所得100万ウォン未満の家庭が21%を占める（全国平均は332万ウォン）。国際結婚の離婚増大も指摘されていて、その理由は「経済稼働能力の欠如（19%）」「虐待（13%）」「精神障害（10%）」「飲酒ギャンブル（9%）」である。また拡大家族においても、保守的な伝統規範を嫌う韓国女性の結婚忌避があり、国際結婚割合が高い（保健福祉家族部・法務部・女性部2009, Lee2011）。

こうした婚姻は個人の選択だけでは成り立たないことも多く、斡旋業者などのネットワークの仲介が必要である。筆者の聞き取りの限りでは日本でもこうした傾向があり、個人斡旋を通じて高齢者や有障害者がターゲットにされやすいという。しかし、さまざまな問題も生じている。日本では、かつては政府が発給する興行ビザで就労するフィリピン人女性との間の国際結婚が多かったが、在外フィリピン人委員会（CFO）によれば、現在では60代以上の日本人男性と10-20代フィリピン人女性との婚姻や、農業や風俗に従事させることが目的の偽装結婚・人身売買が増大している<sup>14)</sup>。

韓国や台湾では結婚移民は支援すべき対象として、社会統合や多文化政策の契機となってきた。少子化政策・家族政策は積極的な公的介入によって推進され、多文化政策を付随させてきたのである。結婚移民の社会統合は家族統合を前提とするが、あるべき家族像をめぐる、伝統的性役割分業を踏襲するのか、ジェンダー平等型かで課題を抱えている。それにもかかわらず、こうした統合政策は台湾や韓国で社会政策の1つとして法制化され、主流化され、政権を問わず推進されているのである。なお日本は、結婚は「個人的なこと」として非介入である。

## V. 親密圏の強化と限定的な市民権

東アジアにおける家事労働市場の拡大は、家事労働者に対する様々な権利の制限の上に成立している。まずは、付与される権利について検討して

みよう。移住労働者の在留資格は多くの場合、専門職と非専門職に大別され、前者には永住資格申請や家族統合など多くの権利が付与される傾向にある。後者は滞在期間、家族統合、移動、職業選択に関する制限が多く、定着を認めない制度となっているが、家事労働者は後者に含まれる。例えばシンガポールでは、ビザは賃金水準で決定され、付与される権利も異なる。最も低いRパス（月2,200ドル未満）保持者は、永住どころか婚姻も認められない。妊娠は国外退去処分となり、再入国が認められない。

労働法令の適用困難は有償家事労働の特徴であり<sup>15)</sup>、最低賃金や労働時間、有給休暇などが労働法令で守られないという独自の脆弱性を抱えている。労働法令適用に向けても、第三者が介入しにくいプライベートな空間において、非匿名の関係にある労使間が対等な関係をどう構築し労使交渉を行うのか、さらに職住一致という環境で労働時間をどう規定するかといった課題がある。台湾では1998年にFDWに対して労基法を適用したが、賃金が高騰したため雇用主の反発を受けて撤回した。雇用主の多くが、自らも労働者であるにもかかわらず、家事労働者に対してはその労働者性を認めないという矛盾を抱えている。このように家事労働者には、自由権・社会権に大きな課題がある。

香港はFDWに対して労働法令を適用しており、雇用契約書は香港政府の規定により統一されている。労使関係が非匿名的なため対等な関係の確立は困難だが、労使交渉に代わってFDWによる労働組合が組織され、香港政府や各国大使館との協議を通じて斡旋改革など労働条件の改善を図っている。

FDWは外国人であることによる限定的な市民権、家事労働者であることによる労働法令除外、女性であることによる脆弱性という、幾重もの問題を抱えている。しかし香港とシンガポールで大きくFDWの処遇は異なる。脆弱性を普遍化するのではなく、克服する新たな制度枠組みが必要である。

このようにアジアでは、家族福祉を雇用労働で

補完するFDW、結婚を通じて家族福祉を形成する結婚移民があり、それぞれが移民政策において入国管理され、後者に対しては多文化・社会統合政策を通じた家族統合・国民統合が実施されている。これらの政策は、経済政策や少子化対策によって正統化されている。

ただし家族統合を前提とした市民権付与は他者依存的であり、極端なケースでは暴力夫に服従することがビザ公布の条件になるといった危険性ははらんでいる。社会統合政策はこうした脆弱性克服において重要だが、統合政策を立法化した韓国や台湾に比べると、日本は非介入型である。

この違いは、国民とは誰か、あるいは統合の対象は誰かという考え方を反映している。FDWの結婚と定着を認めない(シンガポール)、中国大陸出身結婚移民の結婚は認めるが労働は許可しない(台湾)、結婚を認めるが入国に制限を課す/連れ子の入国は認めない(多くのアジア諸国)など、統合のあり方はその国の専権事項であり、権利付与や統合/排除の線引きは国家によって決められているのである。

そしてこの包摂と排除、合法と非合法の境界が、親密性の労働の脆弱性を規定する。親密圏の労働は、家事・介護であれ性労働であれ、第三者から隔離された空間で営まれるが、それが賃金労働となった途端に売買を通じた所有関係に転化しやすくなり、さまざまな問題の温床となる。FDWには労働法令が適用されず、労働者と雇用主の対等な関係構築は困難である。同様の論理で、商品化された婚姻においても対等な夫婦関係を形成するのは難しく、人身売買や児童労働、強制労働、奴隷労働等の問題を発生させやすいのである。

しかし、親密性の商品化そのものは、直ちにそれ自体が問題とされるべきものではない。社会的交換と経済的交換(Blau1974)の連続性を考えると、商品化批判は程度問題ということになる。むしろ脆弱性を規定する制度を変更し、商品化に伴う脆弱性を取り除くことが肝要であろう。

1. 結婚移民の社会包摂と家族市民権体制  
結婚移民による人口流入圧力の強い香港や、逆

に非介入の立場をとる日本では結婚移民に対する社会統合はそれほど顕著ではないが、台湾や韓国では人口減少・少子化の観点からも新規移民に対する多文化・社会統合政策は注目されている。韓国では金大中、盧武鉉の進歩系政権のころに、多文化に関するさまざまな法律が成立した。2004年には家族政策の見直しに端を発する健康家族支援法が成立し、多文化家族も法律に加えられた。2007年には在韓外国人処遇基本法が、翌2008年には多文化家族支援法が公布され、多文化政策に法的根拠が与えられた。2013年の時点で全国に200余りの多文化家族支援センターや健康家族支援センターが設立され、言語教育や就労支援等のサービスを含む統合政策が実施されている。保守系の李明博、朴槿恵大統領になっても、この統合政策は継続している。

台湾における社会統合政策は、1990年代には避妊や中絶支援という優生思想が根底にあった(Taipei Times03年11月23日)。ところが適応、多文化形成、社会問題防止の観点から、1999年に内政部より「外籍配偶生活適應輔導實施計畫」が示され、その後は外籍配偶家庭服務中心(支援センター)が各県に置かれるようになった。また、就業安定費(雇用税)を用いた介護などの職業訓練も実施された。こうした統合政策の目的は、結婚移民家族の力を引き出すこと(家庭機能)や人材確保、国家競争力の強化、人権の充実である。韓国と同様に台湾でも、統合政策は民進党から国民党に引継がれている。

日本では1970年代から国際結婚が増大した。80年代以降、興行ビザによりフィリピンなどから年間10万人超の女性を受入れ、彼女たちとの婚姻も増加し、多くの子が誕生した。他方で、そのなかには認知されない子も数十万人いるとされる。しかし日本では社会統合に関する根拠法令が存在せず、行政サービスは自治体任せである。韓国や台湾の家族政策と異なり、親密圏という理由で非介入的であるからだ。その理由として考えられるのは、日本では国際結婚が早くから展開し、台湾や韓国のように少子化の危機感が結婚移民家族への期待と関連付けられていないことなどが挙げられ

る<sup>16)</sup>。

結婚移民にとって「良き妻、良き母親」であることは在留資格を得る基本的要件である（ツェン2010）。韓国女性家族部によると、結婚移民は個人として社会統合される前に妻として良き家族の一員となるのであり、そのための公的支援が必要だという。つまり結婚移民の国家と個人の関係は、家族統合を基本的条件とする。これを家族市民権体制と称することができるであろう。家族市民権体制では「良き家族」が国民統合の条件となるが、求められる家族統合が何かの合意は得ていない。韓国における統合政策は、健康福祉部系の健康家族支援センターと女性家族部系の多文化家族支援センターで分担されるが、両者の視点は異なる。女性家族部の社会統合政策はジェンダー平等型の家族形成を理念とするが、健康家族支援センターにおいては伝統回帰がみられる<sup>17)</sup>。さらに、結婚過程の経済取引化で夫婦関係が所有関係化し、ジェンダー平等の理念とはかみ合わないことも多い。このように多文化家族の家族統合は、性役割分業に基づく伝統規範と、ジェンダー平等に基づく両性ケアモデル（Luwis2001）のあいだで揺れている<sup>18)</sup>。

前述のように、台湾や韓国の多文化政策は家族危機や少子化の関連で正統性が与えられているが、これは結婚移民の抱える2つの脆弱性を覆い隠す。1つは結婚過程の経済取引化による夫婦関係の所有化で、多文化政策はこれを容認する。もう1つは「限られた市民権」に由来する脆弱性である。換言すると、多文化政策は結婚移民を制度的に脆弱な存在へと転化し、受け入れ国での家族統合を前提とした統合政策を展開している。こうした諸点は近代家族の形成過程と大きく異なり、グローバルな結婚市場の特徴である。

## VI. 高齢者ケアの社会化と外国人労働者の位置づけ

最後に、家族主義的福祉レジームにおける社会化と海外人材のかかわりを検討しよう。ここでは、ケア担い手の「国民化」を果たした日本、国

籍条項を設けたもののインフォーマル領域に多く移民が就労する韓国、すでに21万人もの外国人家事労働者が存在する中で介護保険を検討している台湾に分ける。このように海外人材の位置づけはさまざまで、収斂傾向にはない。

介護保険制度を導入し社会化を果たした日本・韓国、また現在導入を検討している台湾においても、依然として福祉責任の多くが家族に委ねられているとされる。これを家族主義的福祉レジームというが、言い換えれば国家からの支援を受けずに家族メンバーの生活を支える「家族」像である（辻2012）。あるいはリスクの取り方における家族の比重が相対的に大きいこと、さらにその体制を支える福祉に対する哲学が存在することである。

性役割分業に基づく日本型雇用に依拠した経済成長モデルと「ワークフェア」が、日本型家族主義福祉には存在する。このような家族主義が存在するため、介護保険制度においても十分に社会化がなされなかったという経緯がある（落合他2010）。介護保険制度による社会化も、女性が「社会の嫁」となっただけで、性役割分業はケアの社会化を通じてそれほど変化しなかったのである。近年の男性介護従事者の割合の増大は、性役割分業に変更を加える規範から生じたというよりも、非正規雇用の進展により、男性が参入したことも大きい<sup>19)</sup>。

日本はケアの「国民化」が最も顕著である。失業率が5%程度と高かった頃に介護保険が導入され、雇用の吸収源として労働政策上も重要なセクターとなった。韓国のように国籍条項はないものの、介護福祉士の資格は1850時間の学習時間か、3年間の実務経験と試験が課せられて初めて取得可能である。訪問介護員2級についてもその教材が日本語であることから、外国人住民の資格取得は困難であった。そのため、外国人住民の有資格者比率は住民人口比率よりも低く、介護への参入は厳しかった（WIPジャパン株式会社2012）。したがって、国籍条項がなく一見すると機会平等であっても、その結果は介護の「国民化」であった。2008年より経済連携協定を根拠として、貿易協定の一環として看護師・介護福祉士候補者の受け入

れを開始したが、厚生労働省は「労働力不足は生じておらず、貿易上の国益に鑑みて特例的に導入している」という立場を、2002年の交渉開始時から2016年現在まで一貫して保持している。すでに3100人が入国した中で、合格を果たした者は500名あまりである。内訳は看護が154名、介護が352名であり、労働市場に占める割合は看護師で0.01%、介護福祉士で0.1%とかなり低い。この受け入れ先は施設であり、在宅や訪問介護には認められない。つまり、ケアの親密性を切り離す「配慮」を行っており、日本は他国と比べると幾重にも独自の特徴を有する。

台湾では1992年からFDWが導入され、早くから要介護者を抱える世帯に対して雇用許可を出してきた。その結果、重度の障害者を抱える世帯の半数はFDWを雇用しているといわれる。FDWは労工委員会（現労働部）所管で、高齢者ケアは内政部（現衛生福利部）所管という縦割り行政の中で、内政部は消極的にFDWの雇用を認めてきた。というのも、介護の担い手が絶対的に不足していたからである。高齢者の増大に対応すべく、長期ケア政策の不在については、行政院や内政部を中心に高齢社会白書による10年計画が出され、介護保険制度の導入が提案された。実際、2015年に長期ケアサービス法が成立し、幾度となく延期になっているものの、2018年には介護保険が始まる見込みとなっている。

台湾における保険制度導入の目的は、増加が予想される高齢者介護に必要なサービスを確保し、適切な価格で提供し、家族負担を減少させることである。ただし、社会化は高齢者ケア全体のごく一部でしかない。その中で、既に存在する21万人のFDWはどのように位置付けられるのだろうか。台湾の高齢者ケアの全体像を示し検討しよう<sup>20)</sup>。

現在の計画では、介護保険は高齢者ケアの一端を担うに過ぎない。長期ケア政策は要介護者を対象とした介護サービスを提供する介護保険制度と、そうでない人々を対象としたインフォーマルなコミュニティケアサービスに分けられる。後者は、健康な人々に対する社会参画や健康促進・予防を目的としたもので、家庭訪問や電話による会

話サービス、給食・配食サービスなどを提供している。すでに台湾政府は、2015年の時点で、ボランティアが支える高齢者コミュニティケアセンターを全国の約2400か所に整備した。他方、要介護者を対象とした介護保険制度においては、有償の介護従事者がその担い手となり、在宅やコミュニティにおいてサービスを提供する。施設介護に関しては、極重度相当しか給付の対象にならない。つまり、できるだけ家族ケア、インフォーマルケアを維持・活用しようとする意図があるのだ。こうしたフォーマルとインフォーマルケアを統合するのが、ケアマネージャーである。彼らは準公務員として従事し、両方のケア資源を統合してケアプランを策定する。日本のケアマネージャーは事業所に所属し、利益誘導型で介護保険の枠内のみしか扱うことができず、インフォーマル資源を切り捨てる結果になったが、これを他山の石としているのである。

したがって台湾においては、在宅やコミュニティケアに有償・無償の多くの人材を投入することになり、保険制度の導入で今後5-10万人の雇用が創出されるという。保健福利部は、介護保険を通じて在宅ケアやコミュニティケアが普及すれば、FDWを減少させることができ、人権問題も解消されると考えている。そして、介護人材確保のために、高齢者ケアの高等教育における導入、介護の専門化志向と賃金改革を実施しつつある。具体的にはFDWなど家族ケア従事者に対する在宅介護指導、理学療法士や作業療法士を交えた生活リハビリチームの強化、時間雇用から月給制への移行などである。

しかし、有資格者の定着率は公式見解で50%、施設インタビューではもっと低く<sup>21)</sup>、結局のところ、保険制度が始まっても海外人材への依存は変わらないとの現場の声は根強い。つまり、海外人材問題は、福祉レジームとは関係がないのである。保健福利部は、現在デイサービスセンターに外国人の導入を試験的に始め、労働部も結婚移民に対して照顧服務員の資格取得に向けた職業訓練を実施している。国民党政権は、2015年になって短期滞在型のFDWに永住資格申請を認めること

を提案している。これは、外国人労働者の処遇を根底から見直すもので、ケア人材を台湾社会に定着させる政策である。台湾における高齢者ケアの社会化と永住資格付与は、例えばシンガポールと大きく異なる様相を呈しつつあるが、家族ケアを支えるという意味においては類似している。

08年に介護保険を導入した韓国では有償のケア従事者が増大し、療養保護士が16万人、社会福祉サービスが4万人と、合計20万人もの介護従事者が誕生した。他方で、看病人9万人を含む21万人もの韓国人・中国朝鮮族の家事労働者も存在している（Lee2013）。療養保護士には国籍条項が課せられており、韓国国民でなければ取得できない。いわゆるケアの「国民化」を志向し、中国朝鮮族によるケア労働市場への参入を制限しようとしたのだが、看病人などインフォーマルな部門に中国朝鮮族が留まることになったのである。

このように、ケアの社会化のあり方と海外人材の接合には以下の傾向がある。介護保険の導入とともに、介護福祉士には生活支援の専門家として独自の専門性が確立した。結果としてケア担い手の「国民化」が生じ、海外人材が参入しにくい領域となった。韓国ではケアの「国民化」を国籍条項によって達成しようとしたものの、家事労働者や付添婦としてインフォーマル部門のケアに中国朝鮮族が従事するようになった。もともと労働力人口の少ない台湾では、すでに21万人ものFDWが存在するが、彼女たちにも永住資格付与の可能性があり、介護保険導入後もケアの担い手としてより組み込まれると考えられる。

## Ⅶ. まとめ

東アジアにおける親密圏の再編成は、移民女性を組み込んだ形で、主に家事、高齢者ケア、結婚の領域において生じた。これは家事・高齢者ケア・婚姻過程の国際商品化によるもので、労働力の天井という経済成長、高齢化による高齢者ケア需要の増大という人口構成の変化、独身男性の国際結婚チャネルへの接合というアジアにおける家族主義的福祉レジームなどが起因している。これ

らは、ある意味では近代家族の限界を示す現象である。「主婦なき共働き世帯」の登場、高齢者ケアの担い手を欠いた家族の福祉機能の欠如、ロマンチッククラブの限界。それぞれ近代家族から漏れ落ちた部分が国際商品化された。他方で送り出し国においても近代家族の要件である家族賃金は成立せず、出稼ぎによる「欠損」が常態化している。

本稿はこうした親密圏変更に伴って生じた外部化に関する現状や問題点、さらには問題の克服にむけた国際的な取り組みについて取り上げた。親密圏領域の変更に伴って多くの途上国女性がリクルートされ受け入れ国に渡り、移住の女性化を引き起こし、親密性の労働や婚姻関係の商品化と、ジェンダー化された国際分業体制が確立した。また福祉レジームの観点から言えば、家事労働者雇用の一般化において、家事労働は外国人女性といった具合に性役割分業は以前よりも固定化され、ジェンダー平等化に向けた交渉が忌避されることになった。高齢者ケアに従事する外国人への依存体制も福祉国家化へのきっかけを失うことになった。こうした経験は、福祉国家化とは異なるレジームとして特徴的である。

ところが、これは以下の問題をはらむものであった。要約すると労働者性の確立、市民権、商品化に伴う対照的な権力の問題である。労働者性についての最大の課題は労働法令不適用問題であり、性労働者については法令適用以前に「不法」労働者として取り扱われることが多い。また親密性の労働を担う者の市民権上の位置づけは、排他的であるか、さもなくば不安定である。性労働に従事する「不法」労働者、家事労働に従事する非定着型の短長期滞在型の労働者、家族統合を求められる定着型の結婚移民といった具合である。

親密圏の線の引き直しはジェンダー化された国際移動を多く伴い、本稿ではそれが引きおこす問題点について論じてきた。家事労働者の雇用は市場化であり、婚姻過程の市場化もみられた。外部化の違和感は、親密圏からの外部化に伴い規範に反するとき感じられるものである。しかしこれは、親密性の労働は親密圏にとどまっていることが望ましいということを示しているのではない。

むしろ外部化の際に生じる労働者性の獲得、市民権、婚姻の権力関係といった課題にどう対処し克服するかの方がより重要である。特に、従来の福祉レジーム論は、国際移動問題を取り扱うことに十分対応しきれていない。福祉の給付は「国民」を対象としているが、移動する人々は国民ではないからだ。人の移動の裁量は国家にある。それは国家の専権事項だからだが、他方で権利を制限するのも国家である。この矛盾をどう取り扱うかが、アジアの家族主義に大きな影響を及ぼすと考えられる。

#### 注

- 1) これらにコミュニティを加えケア・ダイヤモンドを想定することもできる。医療・介護ともに地域ケアが重要となっており、コミュニティを加えることは重要である。
- 2) ただし、先述の通り、社会化と市場化は準市場という言葉が示す通り、互いに排他的ではない。台湾は双方に含まれる。
- 3) その他タイ、マレーシア、ブルネイもFDWを多く雇用している。
- 4) 例えば、シンガポールの事例では女性の専門職従事者は、1990年代に入ると年1万人以上、1995年以降は年2万人前後の増加を記録するようになった（Ministry of Manpower各年より集計）。
- 5) FDWの99.7%は女性である（労工委員会2014）。
- 6) これは結婚移民にも共通する。
- 7) むしろ雇用主は家事労働者の人権に配慮する動きがよく見られた。
- 8) 日本の要介護4に相当。
- 9) 現在、香港では雇用税は中断されている。
- 10) 労働移民と結婚移民は相互互換的である（Piper and Roces 2003）。日本、韓国、台湾でも労働移民受入が停止されると結婚移民の増大が確認される。
- 11) 在外フィリピン人委員会（CFO）へのインタビューから。
- 12) ジェンダー構成の非対称性については、Gavin（2012）を参照。
- 13) 国際結婚の形態は多様だが近年は階層問題として理解される。法務部、女性家族部、多文化家族支援センターも同様の認識であった（2012年9月、2013年5月、11月の聞き取り）。
- 14) 在外フィリピン人委員会に対する聞き取りより（2013年、2014年）。筆者も疑わしい事例について一緒に調査したことがある。
- 15) Ramirez-Machado（2003）の60カ国調査では、うち16カ国しか家事労働者に対する法令が存在しない。
- 16) その他の理由として、興行ビザは米國務省の「人身取引報告書」で人身取引の温床と指摘された経緯があり、社会統合政策は過去の入管行政の失敗を蒸し返すことになる。韓国は仲介者を通じた国際結婚を認める代わりに、社会統合政策や人身取引取り締まりの覚書を韓国女性家族部とフィリピン政府で実施しているが、日本では仲介者に対する認識もなく、ましてや二国間の覚書はない。協力体制も形骸化している。死亡免責書にサインさせられ、来日したフィリピン人介護職員のひどい就労実態が人身取引としてカウントされておらず、在外フィリピン人の来日の際にも外務省はその認識もなかった（2015年2月外務省に対する聞き取りから）。
- 17) 女性家族部に対する聞き取り（2012年8月）
- 18) 状況は台湾でも同じである（ツェン2010）
- 19) 日本は家族主義を基本とする保守主義と自由主義レジームの中間ともいわれる（厚生労働省）。
- 20) 政府資料に加え、李保健福利部副大臣（2015年12月）などをともに構成している。
- 21) 李保健福利部副大臣に対する聞き取り調査（2015年12月）。

#### 参考文献

- Amy Sim（2004）Transnational networks in female labour migration, V Wee, A Sim, *International Migration in Southeast Asia*.
- Ansah, J. P., Matchar, D. B., Love, S. R., Malhotra, R., Do, Y. K., Chan, A. and Eberlein, R.（2013）, *Simulating the Impact of Long-Term Care Policy on Family Eldercare Hours*. Health Services Research. 荒木尚志（2009）『労働法』有斐閣。
- Asian Development Bank（2013）Impact of Global Crisis on Migrant Workers and Families: Gender Perspective, Asian Development Bank.
- 安里和晃（2006）「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」神田外語大学異文化コミュニケーション研究所編『異文化コミュニケーション研究』第18号、1-34頁
- 安里和晃（2007）「施設介護に従事する外国人労働者の実態－雇用主の評価をもとに－」『Works Review』Vol.2、リクルート・ワークス研究所：132-145
- 安里和晃（2008）「介護従事者として統合される移住労働者と結婚移民－台湾の事例から」神田外語大学異文化コミュニケーション研究所編『異文化コミュニケーション研究』第19号：43-77
- 安里和晃（2009）「東アジアにおけるケアの『家族化政策』と外国人家事労働者」『福祉社会学研究』

- No.6 : 10-25  
安里和晃編著 (2011) 『労働鎖国ニッポンの崩壊』ダイアモンド社。
- 安里和晃・中江郁子 (2008) 「シンガポール」東京海上日動リスクコンサルティング株式会社編『アジア諸国における外国人材の活用等に関する実態調査』経済産業省経済産業政策局産業人材政策担当参事官室
- ASATO, Wako (2010) “Narrowing the Care Gap: Migrants at Home, Institutions and Marriage Migrants”, in *Journal of Intimate and Public Spheres*, Pilot issue: 83-100.
- Beck, Ulrich, Anthony Giddens & Scott Lash. (1994) *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity. (松尾精文, 小幡正敏, 叶堂隆三訳 (1997) 『再帰的近代化--近現代における政治, 伝統, 美的原理』而立書房)
- Blau, Peter M. (1964) *Exchange and Power in Social Life*, New York: John Wiley & Sons. (間場寿一・居安正・塩原勉共訳 (1974) 『交換と権力』, 新曜社)
- Census and Statistics Department (2001) “Views on Employment of Domestic Helpers.” In *Thematic Household Survey Report No.5*. Hong Kong: Printing Department.
- 沈潔編 (2007) 『中華圏の高齢者福祉と介護—中国・香港・台湾』ミネルヴァ書房。
- Colombo, Francesca et.al. (2011) “Help Wanted? Providing and Paying for Long-Term Care, OECD. Gavin W. Jones (2012) International Marriage in Asia: What do We Know, and What do We Need to Know?, Working Paper series 174, Asia Research Institute & J Y Pillay Comparative Asia Research Centre at the Global Asia Institute. National University of Singapore.
- 國軍退役役官兵輔導委員會 (2004) 『榮民娶大陸配偶情形及服務協助之研究報告』國軍退役役官兵輔導委員會。
- 伊藤るり・足立真理子編 (2008) 『国際移動と<連鎖するジェンダー>』作品社。
- Ito, Ruri. (2005), ‘Crafting Migrant Women’s Citizenship in Japan: Taking “Family” as a Vantage Point’, *International Journal of Japanese Sociology*.14: 52-69.
- José Maria Ramirez-Machado (2003) “Domestic work, conditions of work and employment: A legal perspective”, *Conditions of Work and Employment Series No. 7*, International Labour Office.
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人 (2005) 『顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会。
- Karl Polanyi (1944) *The Great Transformation*, 邦訳『大転換—市場社会の形成と崩壊』吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳, 東洋経済新報社, 1975年 / 新訳版, 野口建彦・栖原学訳, 2009年。
- Karl Polanyi (1977) *The Livelihood of Man*, 邦訳『人間の経済1市場社会の虚構性』玉野井芳郎・栗本慎一郎訳, 岩波書店, 1980年 / 『人間の経済2交易・貨幣および市場の出現』玉野井芳郎・中野忠訳, 岩波書店, 1980年。
- 河村倫哉 (2010) 「欧州移民政策におけるデニズン・モデルの現状と課題」『国際公共政策研究』15(1) p19-32
- Khan, Habibullah (2001) “Social Policy in Singapore: A Confucian Model?”, The International Bank for Reconstruction and Development and The World Bank.
- 久場嬉子編 (2002) 『経済学とジェンダー』明石書店。
- 宮島洋, 京極 高宣, 西村周三 (2010) 『社会保障と経済1企業と労働』東京大学出版会。
- 京極高宣 (2008) 「準市場と「社会市場」『季刊社会保障研究』第44巻第1号2008。
- (2007) 『社会保障と日本経済: 「社会市場」の理論と実証』慶應義塾大学出版会。
- 坪洋一 (2008) 「福祉国家における「社会市場」と「準市場」『季刊社会保障研究』第44巻第1号 pp.81-93。
- Lan, Pei-chia (2002) “Subcontracting Filial Piety,” *Journal of Family Issues*, 23, pp.812-35.
- 行政院勞工委員會編 (1991) 『対外籍女傭看法及国内女傭雇用現況與供需意願統計報告』行政院勞工委員會。
- 労働部 (2015) 「外籍勞工管理及運用調査」労働部。
- Lee, Hye-Kyung (2011) “The Changes in South Korean Immigration Policy” in “Research on International Movement of Careworkers and Construction of Collaboration System in Asia”, Ministry of Health, Labour and Welfare Grant of Japan in 2011, pp30-54. (「アジアにおける介護従事者の国際移動と協調体制の構築に関する研究」厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (研究代表者安里和晃))
- Lee, Hye-Kyung (2013) “The Care Labor Market and the Position of Migrant Care Workers in South Korea”, *Journal of Intimate and Public Spheres*, Vol. 2, 6-25.
- マルセル・モース (1924) *Essai sur le don*. 邦訳 (2009) 『贈与論』吉田禎吾・江川純一訳, 筑摩書房。
- Ma, Zhong Dong, Ge Lin and Frank Zhang (2010). “Examining Cross-Border Marriage in Hong Kong:



- 1998-2005”, in Yang and Melody Ed., *Asian Cross-Border Marriage Migration*, 87-101, Amsterdam University Press.
- Momsen, J. H. ed, (1999) *Gender, Migration and Domestic Service*, London and New York: Routledge.
- Ministry of Community Development (1986) Report on National Survey on Working Mothers, Ministry of Community Development: Singapore.
- Ministry of Manpower, Report on Labour Force in Singapore, Ministry of Manpower.
- 落合恵美子 (2012) 「親密性の労働とアジア女性の構築」落合恵美子・赤枝香奈子編『アジア女性と親密性の労働』1-34, 京都大学学術出版会。
- 落合恵美子他 (2010) 「日本におけるケア・ダイアモンドの再編成：介護保険は「家族主義」を変えたか」『海外社会保障研究』No. 170, 4-19頁。
- Ochiai, Emiko (2009) “Care Diamonds and Welfare Regimes in East and South-East Asian Societies: Bridging Family and Welfare Sociology” *International Journal of Japanese Sociology*, 18: 60-78.
- 小ヶ谷千穂 (2009) 「送り出し国フィリピンの戦略—海外労働者の「権利保護」と「技能」の関係をめぐって—」日本比較政治学会年報・ミネルヴァ書房11号, 93-113。
- 大沢真理 (2013) 「福祉レジーム論から生活保障システム論へ」『GEMCジャーナル』No9. 6-28。
- 編著 (2004) 『アジア諸国の福祉戦略』(講座・福祉国家のゆくえ4) ミネルヴァ書房。
- Piper, Nicola and Mina Roces (2003) “Introduction: Marriage and Migration in an Age of Globalization”, in Nicola Piper and Mina Roces (eds), *Wife or Worker? Asian Women and Migration*, New York: Rowman and Littlefield.
- Ramirez-Machado, José Maria (2003) Domestic work, conditions of work and employment: A legal perspective, Conditions of Work and Employment Series No. 7, International Labour Office.
- Rhacel Salazar Parreñas (2005) *Children of Global Migration: Transnational Families and Gendered Woes*, Stanford University Press.
- Richard H. Adams, Jr. and Alfredo Cuecuecha (2010) “The Economic Impact of International Remittances on Poverty and Household Consumption and Investment in Indonesia”, Policy Research Working Paper 5433, The World Bank.
- Sassen, Saskia (2003) *Global Cities and Survival Circuit in Ehrenreich, B. and Hochschild, A. R. ed., Global Women*, Granta Books: London.
- 世界銀行 (1993), 白鳥正喜監訳『東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割』1993, 東洋経済新報社。(World Bank (1993) *East Asia Miracle: Economic Growth and Public Policy*, A World Bank Research Report)
- 沈潔編 (2007) 『中華圏の高齢者福祉と介護—中国・香港・台湾』ミネルヴァ書房。
- Shahra Razavi (2007) “The Political and Social Economy of Care in a Development Context: Conceptual Issues, Research Questions and Policy Options” Gender and Development Programme Paper Number 3, United Nations Research Institute for Social Development.
- Singapore Ministry of Community Development, Youth and Sports (MCYS) (2009) Social Isolation, Health and Lifestyles Survey.
- International Longevity Centre (2011) A Profile of Older Men and Older Women in Singapore, International Longevity Centre Singapore: Singapore.
- 菅野和夫 (2010) 『労働法』弘文堂。
- 総務省「平成23年社会生活基本調査生活時間に関する結果」以下よりアクセス可 (2014年2月2日) <http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/gaiyou.htm#a02>
- Thomas Hammer (1990) *Democracy and the Nation State*, Aldershot
- ツェン・イェン・フェン (2010) 「家庭に閉じ込められる外国人女性—台湾における結婚移民の社会統合政策の展望と課題—」笹川平和財団主催国際シンポジウム抄録集「社会統合政策の課題と挑戦—新たな理念と役割を求めて」笹川平和財団。
- Tsay, Ching-Lung. (2004) *Marriage Migration of Women from China and Southeast Asia to Taiwan*, in Gavin W. Jones and Kamalini Ramdas (eds), *(Un)tying the Knot: Ideal and Reality in Asian Marriage*, Singapore: Asia Research Institute, National University of Singapore.
- 辻由希 (2012) 『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房。
- Wang, Hongzen and Wen-hui Anna Tang (2011) “Care Deficit and International Marriages: The Political Economy Perspective” in “Research on International Movement of Careworkers and Construction of Collaboration System in Asia”, Ministry of Health, Labour and Welfare Grant of Japan in 2011, pp55-80. (「アジアにおける介護従事者の国際移動と協働体制の構築に関する研究」厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (研究代表者安里和晃))
- WIPジャパン株式会社 (2012) 「平成23年度厚生労働省委託調査 諸外国における外国人労働者の就労実態に関する調査報告書」WIPジャパン株式会社。